

北山田小学校 いじめ防止基本方針

横浜市立 北山田小学校

令和5年3月

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

いじめは、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめは、絶対に許されないということ、いじめられている子どもを必ず守り通すこと、いじている子どもには毅然とした姿勢で向き合うことという意識を常にもち、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。また、学校だけでなく、保護者、地域などみんながそれぞれの役割を自覚するとともに、子ども自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚することも大切である。

①いじめの定義

法で定められた定義であり、国と同一とする。

《いじめの定義》

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また他者の長所を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気があれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因にもなりかねない。いじめは、子どもにとって健やかな成長の阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものと認識する必要がある。

③いじめを防止するための基本的な方向性

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育む。そのために、子どもの発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期の指導・解決ができるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。また、研修等を実施して、職員のいじめ対応能力を高める。

- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、「いじめ防止対策委員会」を中心にして、学校長のリーダーシップのもと組織的に取組を進める。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートやいじめ予防週間を設け、個別の面談を実施するなどし、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

いじめの防止等の対策を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。この委員会は現行の「指導部」が中心になって担うものとする。

構成員は管理職・養護教諭・児童支援専任・チームマネージャー・学年の指導部員とする。但し、必要に応じて心理の専門家として「スクールカウンセラー（SC）」や福祉の専門家として「スクールソーシャルワーカー（SSW）」等の参加を求める。

② 「学校いじめ防止対策委員会」の運営・活動内容

- ・月1回、定期的に「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担い、いじめの未然防止、早期発見・事案対処、取組の検証を行う。
- ・学校基本方針の策定や見直し、年間計画で定めた取組が計画的に進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルで検証を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

<学校風土づくり>

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、豊かな心の育成を目指した道徳教育を推進する。併せて人権教育年間計画に沿い、子どもの社会的スキル横浜プログラムを年4回実施する。そのことにより、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。そのために次のように取り組む。

- ・フレンドチーム（異学年交流）の活動を通し、他者を思いやる気持ちを育てたり、自尊感情の育成に努めたりする。
- ・Y-Pを活用し、だれもが安心して過ごすことができるクラスづくりを目指す。
- ・道徳の時間の教材の工夫や日常化へ向けた取組をする。
- ・ルールを守る態度の育成を目指し、保護者・地域とかかわった学習・行事を通して積極的に人とかわるよさや、礼儀を尊重する態度を育てる。
- ・「作品展」を中心に芸術に親しむ環境づくりに努め、美しいものを感じ取る豊かな

心情や互いの良さを認め合う気持ちを育てる。

<授業改善>

ユニバーサルデザインを取り入れ学習環境を整えるとともに、誰もがわかりやすい授業を目指す。また、学年内で教科担任制を取り入れ、学年の児童を担任だけでなく複数の目で見守る体制をつくる。教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように指導のあり方に注意を払う。

<情報モラル教育>

携帯電話・スマートフォンやインターネットの正しい使い方等の情報モラル教育を推進することによって、児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

<子ども達の主体的な取組>

フレンドチームの活動（全校遠足・集会活動・スポーツフェスティバル）やペア学年の活動（新体力テスト・学習の見合い等）を取り入れることで、適切な人間関係の確立や、自己有用感を高めていけるよう支援する。

運動会や宿泊体験活動では実行委員会をつくり、事前の準備から自分たちで行事を創り上げていく中で、達成感を味わわせるとともに自他を認め合う心の育成を目指す。

委員会主体の集会活動を自分たちで企画運営する中で高学年が主体的に取り組む実践力や異学年への思いやりの心や協力する心を育てる。

<自尊感情を高める取組>

他学年との交流やフレンドチームでの異学年交流、特に6年生については、1年生の手伝いを様々な場面で意図的に組み込む。その中で「ありがとう」と言える・言われる経験を多く積みながら、自己有用感や自尊感情を高める。

<体験活動の充実>

望ましい集団活動を通して、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築いていこうとする態度を育てる。

② いじめの早期発見

いじめは遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。そして些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から的確に関わる。又、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのために次のような取組を行う。

- ・毎月の職員会議で児童理解の時間を設け、学年ごとに児童についての情報交換を行い、全体の様子や気になる児童について全教職員で共通理解を図る。
- ・いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリストの作成、情報の共有、全教職員のスキルアップ等、具体的な取組を進めていく。
- ・いじめ予防週間には、クラス全員の児童と担任がミニ面談を実施し、何でも相談できる雰囲気作りするとともに、いじめの早期発見に努める。
- ・全市統一いじめ解決一斉アンケートを実施し、実態の把握に努める。
- ・クラスや学校を地域へ開き、様々な大人が子どもたちを見守るために、保護者による授業ボランティア、図書ボランティアや地域サポーターと連携を図る。また、学年便

りや学校便りで学校の様子を知らせるとともに、ふれあいの会便り・ふれあいの会広報誌「ぼれぼれ」でも保護者の視点からの学校の様子を保護者や地域に知らせる。

③ いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行っていく。また直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげていく。

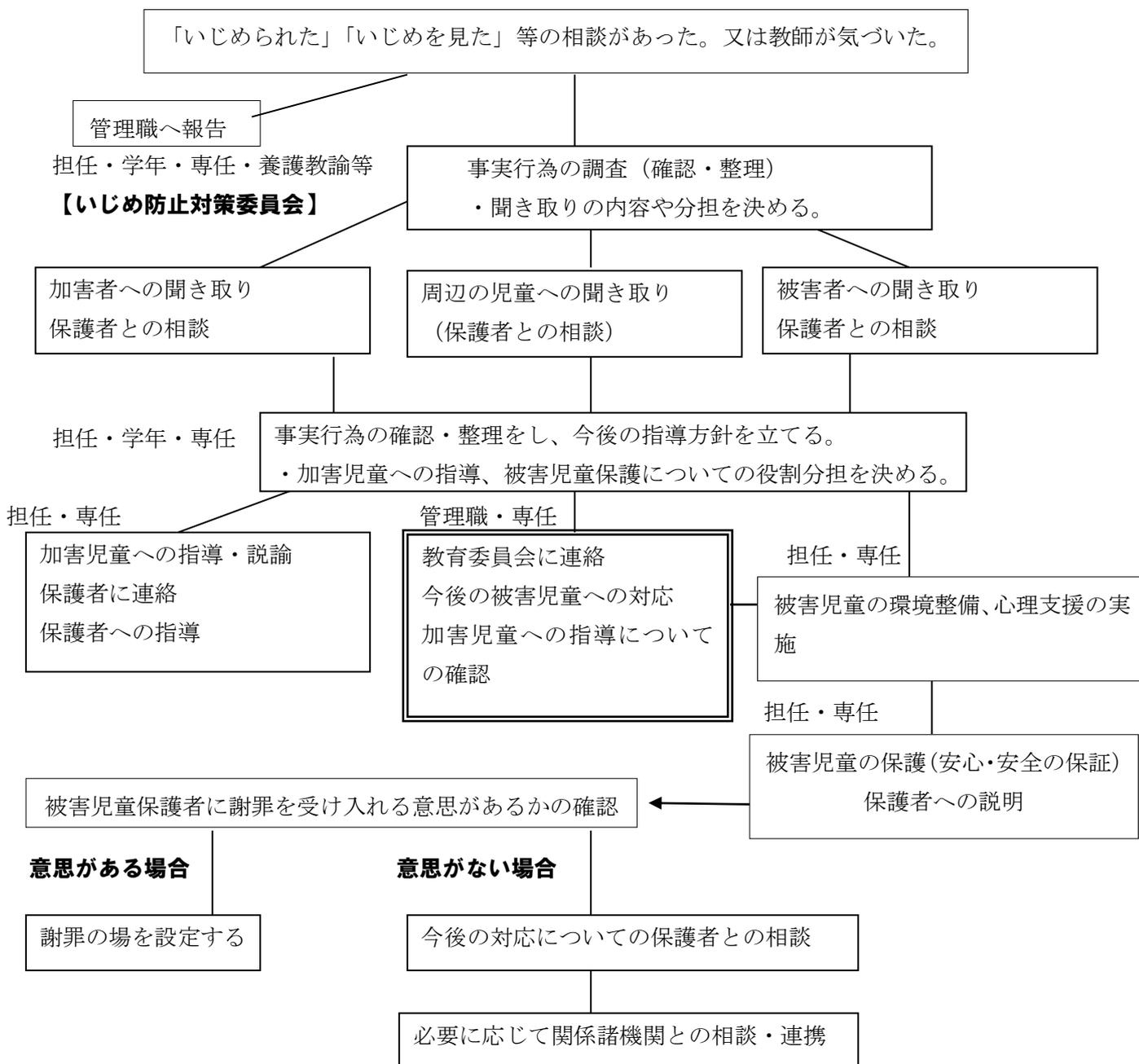
④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つが満たされている必要がある。

- ◎いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ◎いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

○解消に向けての具体的な対応および留意点

- ①「いじめは行ってはならない」ことを日常的に指導し、傍観者の立場にいる児童もいじめているのと同じであることを指導する。
- ②児童の様子がおかしいと感じたときは、学年や児童支援専任に知らせ、児童の状況を確認・共有する。
- ③情報を入れてくれたことや保護者の心情を察し、訴えをしっかりと聴く。場合によっては、保護者宅に折り返し担任と学年主任等で家庭訪問し、詳しく話を聴く。
- ④被害児童本人から事実聴取をしっかりと行う。（いつ・どこで・相手や人数・内容・頻度等について事実の確認をする。）
- ⑤加害児童からの事実確認をする。複数の場合には同時に複数の教師が事情を聞くようにし、いじめの事実を認めているのか確認する。
- ⑥加害児童への指導では、やった事実の確認や振り返り、反省を促す場とし、いじめは時として重大な結果が生じる恐れがあることを理解させ、厳重に注意する。
また、被害者への謝罪の意思を確認後、被害者側に受け入れる意思があれば、謝罪の場を設ける。
(いじめの程度によっては、謝罪の場は学校がよい)
- ⑦加害児童の保護者への連絡は、事実と指導の経過について連絡し、お互いに注意してよりよい関係ができていくよう要請する。
- ⑧被害児童保護者への連絡は、なるべく家庭訪問をし、事実と指導の経過及び今後の再発防止策について報告をする。家庭訪問する際は必ず複数で行く。
- ⑨「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、重大事態に当たる場合には直ちに警察に通報して被害児童を守る。その際は学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察・児童相談所等の関係機関に相談・通報し連携して対応していく。



⑤ 教職員等への研修

- ・特別支援教育全体会を年2回行う。第1回は個別級児童理解を、第2回は特別な支援を必要とした一般級在籍の児童について、次年度へ向けて児童の実態とともに行った支援や対応について共通理解をする。
- ・いじめ防止やその対応に向けて、随時、情報発信や情報提供等の校内啓発を行う。研修については、スタートの4月から定期的なもの、じっくりと時間をかけて取り組むものなどを計画的に期や形態を考えて行う。（教職員向け手引き等を活用）

⑥ 地域力の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」「『まち』とともにあゆむ学校づくり懇話会」や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」

等を活用し、いじめ問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容
4月	第1回児童理解研修（児童の様子について報告し、全職員で共通理解） 第1回いじめ防止対策委員会 以降毎月開催 中学校ブロック定例会
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 （記名式アンケート・教育相談）
6月	いじめ予防週間 YPアセスメント実施①及び児童との個人面談の実施 居心地の良いクラスづくりについての取組を考える
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い） いじめ防止研修 人権研修
8月	横浜子ども会議（都筑区）
9月	
10月	
11月	YPアセスメント実施②
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・個人面談）
1月	人権研修②（子どもの社会的スキル横浜プログラム）
2月	居心地の良いクラスづくりについての取組の振り返り
3月	学校評価アンケートにて学校基本方針の振り返り
年間	いじめ防止対策委員会（随時） 職員会議（児童の様子を報告し、全職員で共通理解・専任からの情報提供）

4 重大事態への対処

《重大事態の定義》

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

《発生の報告》

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに対処すると共に、再発防止も視点においた調査を実施し、結果を教育委員会に報告する。また、いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜いじめ基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。